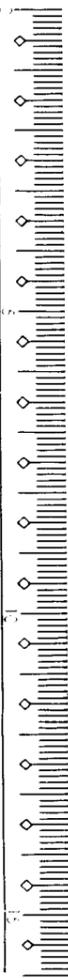


PAI NO. 262813



筑前志士傳

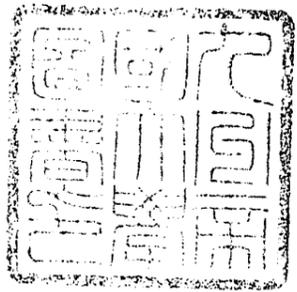
四五

680
子
36



680
千
36

筑前志士傳 四



筑前志士傳卷之四

筑前 長野 誠輯

全 石井廣郷校

筑紫 衛

筑紫衛義門 初名道正字伯義後義門字
子性別名裕新と稱ん小字は虎吉暫く石氏
の養子となり 京守次郎と稱し筑紫守正郎と
道門の庶子母は石氏也天保七年七月那珂郡
檜の郷に生る大志何事なく時勢を傷み苦懐の

志を以て同志を誘ひて國の善事を立んと欲し
志を述べし 賊中名流等の國の人々を
大和心なりしにまゝにせしむるを以て堂を
君前まで執政の封し弊政を論し屢上書
して直言し又城下大海を垣の壁壘と築ん
との議を執る其言仍りてこれをも決し人是を
偉しといえ治えん自征長の命より小及び邦君
天下此れをんとするの志をいし一月を當りぬ順
を説くといふも義門と濟者其往を便し

長谷川範藏正綱 後貞平 早川甚致散 後勇

と刻ししてまゝにへししり馬関を

少全右兵次郎種美 後治て西島 若くは 二秋よりぬる

多し共よ。若くはしりて君を説き述べて其後

諸隊の激烈志士は因循俗吏の爲に抑へら

るし何卒激烈を扶り因循を起して

共よ一政せしめよ今れかく諸隊のを

抑へらきて若くは激烈若くは若くは道徳を

破りしと説きしふ徳谷武部持住し

事ハ愈々急せしむるハクナリと云ハルモレハ武士帰
藩して復命申せしむ。邦君尚長藩を棄て
ずして岩國長府より洗を乞ひて萩に及ん
と欲し。長府より義門と伊丹重本・森信度
・安田頼久を遣はされし。其藩より洗隊の
敵者を鎧掛せしむ。洗道と洗を乞ひて厚待
し。世々宗室部客殿より我君を謝
し侍頼せしむ。洗道は洗を乞ひて武士毎に鞆刺
を乞ひし。由藩して報せんとせし。總督より

長藩留高の五郎と平藩の保管せしめらる。其
間、信度一人由藩し。義門等三人ハ又長藩より
乞ひし。二月形詳早川敵隊兵より洗を乞ひて
返入んとせし。其の事を用務せし
。隊士已等の依れせし。前田孫右衛門利濟・植
。侍兵部清義等数人のある。出因せし。既り
危し。ときて憂歎し。けし。日行の軍是城
救んと。義門は洗後の関上郁太郎祐廣と副
と。萩より。二十二月五日。長藩より謁せん。城

乞ひもまた老臣完戸備前親基等明倫彼よ
て相見んとし義門世行の君候よ謁告するを
執政のよ告入るに一日七日慶喜の逃
居せしむし天樹院よ連入るに二人進見
する候をよしめ執政有目列坐しきり
義門祐廣をよきよて即今邪論蔓延し
恐れおのり天幕共よ姦人獲救し奉りて君
父子の誠意も貫徹せんとす慶喜邪人の一擧も
百く止むとむらうもわして邪心なきは衆人の幸

まひ作も姦人口實とすし一証し羽教名
付るもよる物も二度とて由直を辨論する
がく命令よ給ひ兵を起し既よ救ふ云云
迫るもより三執政を考謀を衆科よ處し衆を
謝し速に速に兵を解くもよ尚君父子を慶
喜に萩山口二城を懐ち云脚を押し送りしと
責らるもよらに空くよ我輩に憤懣するもよ
薩那が是誠痛く寡君の天下此るよ是方せ
るよ是誠知りて謀りし故に総督よ説くよ云脚

西國の後へて兵を解へしと議せしむるに
相尋るる隊士の論は一應も正氣を挽めし前議を
固守すのさしよて左論の如し御をさるるの政
府より隊士の皆無暴とて棄絶すは薩藩を
咎とせし故曰り月形洗兵衛等隊士に由り
事情を辨へ務く忍び難きを忍びて恢復
を期するにあつたは我輩は月形めり
若しや事起りし兵隊を用ひざる薩の大言を
又皇國の利ありと説きし隊士等皆入り

しり政府事情を察して移接して後若彼等の
暴行を論れしとて宥めし然るに彼等
公卿を防護して政府を抗すし一率藩先
薩藩を諍りしれは隊を起しし高橋等
横濱に即ちの函を解きし其意は
隊士の説はしめ且薩人の應揚して私解し
治り隊を起しし安全なるし一為備後を遊
歩し二士等を救済すし二藩同族すし
便宜しと説きし候然るに其義門君と

しと二士おき入進退の難く後志と追ひしる。
大の怒氣を散せしむけし侍臣暫く苦を倍
とよと謝ししれ二士容赦の退きしり
管意のくさつりおしき月正二志忠通貫と
彼二士の攘の大義を志し今日の形勢を
しおし思統の兵解るまてい受立し解
弊害の月統の統し尚き度依頼すし
きしし馬関の情し日約し共の隊兵
訖得し終し玉卿西渡し後しきしに

其をひくそ義門我君の意を受まけ私り
書を献しおは命を矯るの責をとり敬し
森通寧し命しし書を乞還ししりる
彼前田も数人の逐し斬しおせししとや
明るそ應えしそ秋原より義門の刀と銀子を
與ししそ昔の御ししる玉卿宰府の宮居
のほ保管の玉座より尾張総督の吉岡の爲
の各居りを登せしそ義門も倉八権九郎正隣
戸川佐々左衛門正章淺香茂兼早川敬し共り

上京に於て時義門密に測と祐廣と義廣の赤根
武人を獲りて一に斃きて二に一も幕吏の爲に
捕らるるに義門等帰廣の後婢衆を交き親
族を保管せしめりきふ或は紀淳のあひの
帰りにて身は困窮す今日吏人の罰をなすは
日志の書は死を免るべし是を救ふの道薩
藩に依頼するの外に言はざる也斯く禁聞せ
らるる者もつた施を乞ふ事能はざらんといひ
日九月六日夕刻を破りて脱走し親族捕吏等

四方を探索せしめ日九日新橋の濱にその屍を
得りて時歳三十也水練をたぎれぬ野河川
に墜りて溺るべしとありて一衣既に行はざらん
と云ふ事極なり自海に投せしむらんが如く
後其屍を乞ひし屍を引取りしめり
義門八歳にして長野の年歳は極く儒学を
學び年長して其父の兵法を傳せしむる
事評の事なり後時義を旧宗に長侍ふ
遊の圃への兵法を中書に傳へしなり且七書

及び答古知幾等の古書を博覧——庶寇私議
西洋兵法取捨辨々を著し後寇を除き
初よりその道を究むるに官武混同の
時と違ひ方向確かなるに幸し國家の
心を以てしむるに幸し宿志を遂げ
憐れ水母の家より二十枚を宛てし
寄

森安平

森安平信度字の道揆列の靜長堂又春溪
と号し幼名を平太郎としり那珂郡春吉村
お生る父は安平信處母は春氏より嘉永三年
六月父を継ぎ世禄十三石申入扶持を以て
組より用給屋敷にあり之より一に
職を辨め此時幕吏勅命を奉り専ら
右長身く官武自ら建陽一給い且又之を
長藩の士卒禁門を

り西三條中納言を始の七人の緝紳を奉りて帰處一割據の報を成けりけり別送幕府をもに思ひ給ふり甚しく諸藩互うお類ひ天下脱の机をんと凡邦君皇を愛へて世子上宗せりの幕府の濠港攘夷の敵愾を遵ましく長徳を安んせりめられん事を謀り且長徳を論し悔悟せりめり上より寛典の處せしき以民安穩なすりめを識り祖靈の誓ひ決士となす共々神國を成り九月

廿一日發途せしき一々時有名の士を多くい數十人扈從せりめらる信度も三人して長防を領せり親友中村を二脱藩して防洲ふにせりめり上宗を欲せんて方途を建白しけり先入宗せりめ薩長の氣解を謀り信度伊能清次郎敏共々汝の亡命を思ひ給ふこと甚し長副を捕縛し難けりを藩中を層々せんとの密謀しえり止められも肯せんして上り月旋しめられも敵を降すあり多

けさの捕らへし本意を送り獄の下されし信度
是を以て戸川の章は無二の忠志を以て感ぜし
き一無道なり君の爲す所の必禍あり及
ふらんやうの後何事も傍観すと言教し
きり此書やめて其の意の思ふに甚き事なれば
諒ししに思入も思入の心は信じて言
ふふ再此書の高きなり其の見の甚なり
ら凡無二一人なる忠志を以て感ぜし
を謝しけり此書の第の折し有志

かと思せしむるに一巻量ありと感せりさて
世子入京して冬月一在る列候し而略し
て國事をあつらひ朝廷に建言するも前後
教度よりあつらひる要人有り怠惰しそ
奴様を登り茶肆に入るもあつらひる信度
切遠しそ聖にお賜酒既醒しやい尾崎
逸造羽宣後藤五代女に直常徳岩永佐
勝任と連名して献言し且湯見を乞ひ
世子をいんて左右を屏ぎて其忠志を貴

一己の運命を濟しつゝある明多元治元年
大將軍家茂らも入洛せしむるに世も
殺渴の人一建白せしむる既又幕府勅命を
奉り横濱鎖港も決議しなれし世も
海軍を乞ひし小長廣は悔悟を論じ
その勅命をとりまきまり四月迄を費し
姫浜ふらむしに本廣もそ要職の牧勝聲
の吉田太郎中京おね二人の爲に斬殺せられ
中村無二藏を破りて脱走しきり是長廣の

あつし流言すしと報知しけむは怯者か色残
失ひ長防を逃けし海路より海軍せしむ
るしそ安全なふしとて明石より船を雇
請せんとし黒田山城増熊獨今度長州迄
接の爲命を乞ふそ長廣父子も面許し流論
せんそ世もありしは流言の依りて流し
流すし天幕し對して何の期もある他玉は
誰が本廣の罪障を如何せん論せしむ君側
の事長防を信じて若し主君の爲に災禍あり

如行よせしるもやとて曾思ふ言を分りてい言ふ一
き極あり物も六在議の如く船行あるべし
我等一人運を天よ任せ陸行し君も依り長
藩を説くんとて既し此議を決せんは信受
る代常徳尾河朝宣と推してそ有る入り長洲
沸騰を笑さるもそ実否をも知らぬ此地より
舟行して改由し船を改め長加を待りら
るは天幕此命を定めて志強ひ怯怖れ
河名とて下る流し流るんとて深根なるを

我々三人亡命して此地より走舟して彼處より
入り事情を擇り一人途中に返りて報急す
一其報を父孫ふまて陸行し流るべし
と云ひし山城各の志感すの如く
長加よ入る存命し此程も則ち一と云ふ
素子庵後して國とあるの時に隨ひ生て
還るよと家人の言を聞き余を去る
とては愛するもあはれ速に脱走す
と云ふ言を聞きしに世の心は陸行の決意あり

信度等ハ此ノ事ヲ知リテ一三田尻ヨリ
一ノ拓賢若ヲ尋ル佐ノ木軍也 男士死シテ
ハ船ヨリ上セヨリ一と辨解シテ其レハ翌日
諸藩ノ奔客ニ日度ノ別セリ是ノ程ニ因
情ヲ探ルニ我々ニ被害ト云レハ一
けハ一モ分ト告一ニ世ノ長門ノ入りお郡
一ニ一利世ノ命ヲ一恙形ノ帰職セ
色ケレ信度ハ後來ノ者ナレハ三條云書
福ハ又治山路頼徳朝臣ト葬リ一時事信度

と推一釋ト先ト進香セ一ハ後ニ度
ノ使若ク携ヘラレ返藩一ニ一後昔如
奉使一三條云一も謁見一後香茂使ト云
命ヲ受テ一京極ノ方ヲ探索一ハ一長藩
士禁闕ノ迫リテ我々ト作テ急使ト一ト向
レテ治スルハ長ノ命ナリ一ハ日君命ヲ受
テも藩ノ一長府ノ説一ハ一存待ト依
一鞅靴ヲ興スルハ明方ニ忍スルハ一
一林守一ト終ニ一秋ノ日十月

世に有るより同志を導き、毒針を廻し
上を増やし、自ら命を傳へ、屠腹せ
し。其時三十八歳也。坂下女養院に葬る。其
終に際し一首此詩を家に残る。古きより
かゝるこゝに身を志して我が世を去るは
何れん信度合ふや。悼抄。て朋友の交り
厚く好むの意深し。其愛器物尾石及び少
年より文武の業を勅の且隷書を善し。侍り
の篆刻を好し。長江流るものきき書を上本し。

禁烟中密に監三寸横一寸を穿たる。心経を
刻し、又写し、皆を精好を歎美し、家親の孝を
して父久しく病床に在り、看病せしむるに
其時同志の士、腐敗を危く、或は薩摩に依れ、
或は君前より建言し、信度病父を累らばん事
を思ひ、行を異し、して君の香火をより、
私を依りて君の病を治し、終に忠告せんとし、
其後父終り、後の友人則ち仁術好近き
本邦に遊し、連名の上書して君の東行を諫め

又京都に扈從せし日連の海軍一萬餘の
を誅し後と建白月主君父を思ふべし功の
如し邦君信度を濼して後を立んと命せし
ましよ子如し族人久保氏の二男久保近致
嗣せんとをひし許のして濼を誅し後
濼を除き旌忠の如しまつして其家よ其業を
つゆい累年勤之れ志存し方向確平とし
して邦家し心力を尽せしむる不幸
しし一時宛枉しむる忠志を遂げざりし

を追悼し永世毎に祭祀料しし白銀二
十枚を具せし命せしきけり

万代十兵衛

万代十兵衛常徳始の幸助まし安んじたり
天保五年三月都賀良郡大西新巻浦
とき當丁のまゝる父孝右衛門武信母庄林氏也
家祖澤基又豊前しし黒田氏の屋敷なり

より常任まゝ十一代三百五十八世縁石
五人被下文へ無三組より武意を勵む教意を
傳への上善述より村郷をまゝい仰の子武要及
中村教信と共より精兵の名を揚せしより名より
千事と志は命をさるるもの大義を誦明せしより
万延元年より甲子の震を震禁を極し一語より
議して建言ん文久三年一擧を極し一語
世の上より危候せしよりあらはししより至事申

森信度尾所期宣等より言入をよ書ん其
地所本意の事變災々れは長防の人關係
すり申候し其地の凶介を危懼をり人少
くすなり候し信度期宣と共より因防り
走り三條より地後一事實を報告けきハ
世子心を安んじしより長防世子の言候せしより
其後ハ森信度より傳へ詳分よりす其後
御意より命より言候し三田屋より甲子三條より
使一湯見せしに懸河張走より至事府より

神の御心——後援命成りて其用を弁せり
の家は世を安んずるに御心を用ひたまへり
その時 貴志の御心——御心を用ひたまへり
——御心を御心——御心を用ひたまへり
積威の御心——御心を用ひたまへり
とよみたり終る——御心を用ひたまへり
御心を用ひたまへり——御心を用ひたまへり
せしむる御心——御心を用ひたまへり
時の御心——御心を用ひたまへり

常徳あるを御心——御心を用ひたまへり
と御心を用ひたまへり——御心を用ひたまへり
除き御心を用ひたまへり——御心を用ひたまへり
日三年七月御心の御心——御心を用ひたまへり
方向御心——御心を用ひたまへり
——御心を用ひたまへり——御心を用ひたまへり
——御心を用ひたまへり——御心を用ひたまへり
と御心を用ひたまへり——御心を用ひたまへり
と御心を用ひたまへり——御心を用ひたまへり
——御心を用ひたまへり——御心を用ひたまへり

亡舅亡夫人の事感なく——姑を孝養——姑婦
心を併せ徳業を業せ——福を以て明
治二より其志行を善揚せ——姑庄林氏も意
をありて一家親睦す——業せし後没命
氏の福主夫人の側侍仕せ——めらも名流
秀野——命せしきなり

中村系太

中村系太無二少字を為次郎といふ事ふ言ふ
と彌と福士兵助良英の弟二子とて母松尾
氏なり天保六まこ末九月に那珂郡春喜の
生る天資英特——奇能あり少年より
専ら文学劍術を以り酷暑邪寒と——と
怠惰せん安政三より学彼師を補せしる有
用の学よ志——昔は慷慨——と國勢の後進
を嘆——在藏の中執政を彼師より学よ

誠の對策を擬し、蘭學の書或論を其言割切
周密より、同の年、四月廿日、官武混雜乃
此を撰定せんとて、蹤跡を兵學修り、
托し、兵要録一部を撰入、家と撰わと家兄
用之無用と、始の曰、吾も書を以て、訣別しを
惜み、且書中、我はかり事、國家の爲は、
或と決然、曰志なり、固より、その書す、よふ
あ、それ、よ、老母居、またを、心て、果、
し、去冬、没し、強ひ、今、既、よ、百日、を、經

し、又官を、心て、或、或、去る、は、春秋の、義、
非、ざる、よ、よ、病を、心て、微と、辭せ、よ、辱
く、許可、を、受け、し、是、よ、終、く、決然、し、
既、わ、と、も、錄述、し、且、言、調、一、篇、を、以、て、其、調、
霸途、危、於、機、顛、覆、半、已、傾、王道、當、如、砥、突、几、猶、未、平
行路、險、如此、方、向、不、可、輕、我、業、前、途、遠、日、暮、迷、紫、荆
初、吾、年、十九、阿、爺、阻、幽、明、追、慕、滿、三、歲、哭、泣、稍、収、聲
阿、嬢、又、罹、病、輜、車、不、可、停、往、事、難、追、悔、未、盡、反、哺、情
咨、父、兮、母、恐、吾、忝、所、生、忠、孝、原、一、致、好、作、國、干、城

方今天下患俄羅與佛英王霸事可識各國約縱橫
至明見機斷大謀由決成吾有第一務欲學孫吳兵
暫離墳墓處長顯爺孃名不聞人譏我逆施又倒行
既多事と云う京師の今をすくすくする幕吏の
守備嚴しして入ることをたれんやと江戸より
到り菅兵輔の秘文を乞ふ幕府様下は
食客となり天下の動靜を伺ひ大橋順徳は順
孝有志の人と云う水戸の今日志の人を求めんと
順蔵は諱るふ世須み戸ある志幕府の懸賞よ

まじけりとも言ふやうに止められぬやうぬ時
のあり皇國の執益安んじ諸侯侍親す
一も口より我建白するをいふ人々方延えの
江戸より傳へんとす順蔵若くは元寇
紀略と興へく贖と既よあるは探索
せしむる因る意見を送へ封事一冊を
政府へ轉達れ日八月海客若作後任江上
第の進出要し海客若品の赴き志は不
を托して海客十月幕府よりして外學松尾

我々佳真の家は新事として文久元年私に因
を以て他藩の化をせしむを得し小呂作
の流るるの中より数行の詩を採り
刻書し之を書周易を讀む日三子に言教
を以て家より後日七月家兄無用の書を
為の皇女に運命殆く盡んたる傍觀す
るありて歎けざる由を述し再び藩を脱し
と事し又りて身を去るに托し三傳云
は後世して野只人と稱せ文久三年の夏に

世子下野守上系に途中より建言しけり
ハ建部自強因旋して世子に先立りしめ
藩長二藩の私解を謀りし即入京し列
藩の士を會して藩を二改せしむる王宮を
輔翼せしめんともいふ意を以て其志
朝廷に達して専ら其書を録す

尊王攘夷の意致徹底候様因旋
可有之候事

八月十六日 参政

是におりて無二勅王の名目方の事
一羽忽ち本意の吏に捕縛せしむる藤原
平家勝忠を以て謀り敵を破り脱奔せしむ
る無可勝忠を以て討て長藤を以て三條を
随從す無二上別上方頼朝の元と仰ぐ公の
執事とせしむる日六月長藤の志士藩主及び留
富七経伸の宛を誅せんとして高藤を登る無
二其計策を悉く破る一竭力す八幡を以て其

藩の名長演忠を部入に九一抄聖三年牛浦
春三郎と連名して去る八月十八日詔勅前後
勅諭せしむる長門を議父子及び三條を
等勅諭せしむる御前を以て其志意を下問
し遂にその事迫り後使となりて
長藤を以て一及藤兵敗退るも長藤府
内深し軍に留り列位を率ひ長藤を入城せし
るとは三本藤月形洗兵衛等と云ふ議力を
竭し終に三條を以て太宰府に移し事平

らくそ後各二杯を仰るる。天下の事
運命の如く、一に事々く人々、終つて日誌或
刑死——或ハ刑死せしは、我々の生を倭に也
日志の意、我々、人と死す、人のこと、恨た、ら
ま、と、久し、其、急、元、年、間、は、婦、女、を、獲、り、て、和、廣
と、あり、され、い、友、人、志、士、の、弊、を、去、り、追、り、され、い、
二月廿二日、は、女、教、光、ち、る、而、つ、て、割、腹、し、て、死、を、
年、三、十、一、七、の、少、婦、を、獲、い、酒、を、酌、み、酒、醉、し、
精、弁、を、大、書、し、結、言、本、津、助、我、社、に、與、ふ、と、い、ふ、

彼、蒼、呼、ぶ、吾、心、世、轉、老、若、昔、を、行、成、業、惟、悲
お、離、れ、歎、よ、君、の、為、の、尽、ん、心、を、し、ら、ぬ、い、の
海、夢、の、海、に、身、を、ま、つ、む、も、我、志、世、時、致、る、百
汝、奮、發、激、勵、——真、男、子、の、氣、也、——怒、動、戒、諭
——そ、を、る、月、形、輝、病、林、に、在、り、是、汝、聞、て、無、二
長、廣、を、去、り、我、業、を、助、す、く、力、を、そ、せ、し、む、
三十、他、處、の、兵、士、降、瑞、を、免、ま、し、り、若、其、助、け
な、し、く、本、處、の、人、を、と、り、た、ま、れ、——今、女、を、
獲、り、て、奮、發、を、入、る、志、士、を、激、し、て、な、す、の、

んとの海を渡るも 明も 徳も 迫るもの
料の知しきりしを 許せん 神宗長加して 無二
は 薩摩の 扱する こと 須知し こと 用ひて
新く 成 事 是 恨す こと 悲憤 して 止まら
維新以後 本當ふ 代 相 あり 薩 長 初 建 國
の 爲 死 せし 者 多 かる 無 二 是 二 類 一 且 累 年
初 志 志 守 皇 室 の 衰 微 を 憂 ひ 存 亡 を 力
して 死 せよ ありし を 悼 び こと 永 く 其 家
根 子 子 孫 を 考 へ 料 せし こと あり

たの無二の姉史 言 亦 責任の 輯 する あり 依 して
少く 補 添 せし

衛生 幸 章 一 述 世 偉 人 傳 中 村 無 用 無 可 無
二 三 兄 弟 を 合 傳 して 論 して 曰 偉 矣 無 用 兄
弟 三 人 忠 孝 友 干 之 篤 也 易 曰 二 人 同 心 其 利 斷 金
况 兄 弟 三 人 乎 而 時 運 之 未 至 皆 死 乎 非 命 可 勝 嘆
歎 設 使 三 子 馳 立 乎 朝 効 力 於 職 事 則 其 所 成 就 豈
止 於 此 乎 哉 小 山 朝 弘 曰 兄 弟 均 是 烈 士 而 由 傳
中 所 記 觀 之 則 仲 氏 為 優 矣

伊藤清兵衛

伊藤清兵衛勝益小字平次郎鴉平右衛門
周成の子男として母月成氏より福岡城下
那珂郡柳原の生家の長として族人伊藤森助
常世の聲をきかすなり安政四年九月養父
の嗣を世禄二百石を交はり後思順のより
一かゝの職を辞し日志を共よき攘夷志
を立忠を扶け森を掃くんとし度意を以
日志抄千人林田せしむ大獄なりんす

勝益大に愛し藩廢れ志士と稱し日志乃
活路と闘はん心をそそぐ一かゝる志士
もた終るに月あり己も林田せしむる日九
月禄を奪ひ獄より脱れ日十月亦旨日志を
共く刑の終る第三十三也城下佐幕さふ
葬る勝益文武の業を勤の顯るる藩を完
め振刀術の絶きその志多し後報を七抄を
くまひ且旌忠祠の姓名を表して名をるる
明治三年七月勅し其志をく方向積平に

國家の心方と存せしむる高志を思ふべし
懐くも永世毎年銀二十枚を其家の初
年賞としてまゐらむ

伊丹真一郎

伊丹真一郎重本が字の奥吉約半と号し
三十郎重遠の長子母を梶原氏福壽殿下
河原郡下郷と云村字源治本屋の生る安政

七年二月父の嗣に世祿百石を授け
る也頃より下村元年同志の苦慮故を憂
危の内よ建言し仰るに藩府より信託せし
め重本もその事を扶けしむ通塞せしめ
らるる明る久元自六月よりいままに教諭ふ
がら密に同志の謀り上表裏の事件を
告ししむる福を削り隠居せしむるを命せしむ
る代彼次郎重安の家祿銭をせしむる日三年
重本が罪を除き重安の家祿を還し給ふ

後征長此事起りし事及び其後入り
月形輝一早川勇を授け、説諭探索を併せ
あり一日行只人を看る説し不謝して鞆削
と與へらるる家五卿を連らるるに書を盡しけ
るに書を結ぶ

此方共移轉し俄明十六日より十日に於て
を以て秋表及正の成言より指必を以て
不令後海決定に付解き、俄早く因旋
ありて夜に入らる

十二月十日

伊丹三郎

今中作を信

重幸、父の教を以て書を能くし、もれに此時方
筆翰に優りて、其の事、わが、に、卿西渡
の後、山口慶よ、入る隊士よ、應接し、帰路
を、根武人、長光、左郎、芙蓉、三、の、窮危を、以て、救
ふ、勢、あり、本、慶よ、還る、山口、慶、より、重幸、より、其
の、事、を、括括せし、を、以て、國、製、此、刀、に、記、す

と居てつづきしに、その後、
せしき竟ふ御ふりされ、
刑の初め時、
華る重幸、
姦人と思ひし、
吞一世蹉跎、
欲向人間、
徘徊句を化多ん、

極愛心や、
徒死せんとい、
患へ百多十日、
して安眠せし、
たり且多、
友人重幸、
温存するを、
戒と危る、
重罪を犯す、

を以て隠居禁言せしむ又主君の妹の太子
佐永吉言部もまじりて罪を免り重遠
博覧強記として詩を能く筆力人を驚かす
藝を綜へ劍術武勇を客の殊に書談能く其
師者為幸大夫涉文化筆習事後かくその王義
を傳へ且劍術書法を能くして藩士の教授に
當り簿念の過きり淳右大将の墓を見て多財
を積り居受昇壇拜不聞朝帝京筆に壇上草
應愧向陽生と賦を故主人を遠及び月形深藏

弘長尾正兵衛重威等其親友門人をも王の義を守
り幕府の王室を侮蔑する公憤激し邦憲
を福とて罪を獲るもの多し後重遠重安も
共に罪を免れ重安は其妻を給ひしむ
重遠國家に為る志を立しを賞し衣箱と賜
へしその老年を慰めしれ明治三年重遠父子
重安は五経塾に勤王の志高く宛在壇に
まじりても節を盡へしを奇特とて重
遠は終身毎朝半中を芭蕉重安は米三十石

を福ひ又き家々の世に毎小銀二十枚を
興へて重おりの祭資とせしむる也

野村助作

野村助作貞者俊者。改心守在篤貞則の
二男。その母を神代氏也。祖父新三郎貞貴と
いふ弘化元年六月八日福云坂下那珂郡某院
字井色に生まる。知くして父を喪ひ兄番貞和

もまた病身なり。いは全くと仕と辞し
乞ひて者を嗣。仁文久二の十月許して
世祿三百三十石と云ふ。祖母せむる祖母
望東死。意欲回中。兄弟ともた時勢を
傷み幼子の志意より。より友人中村無可
も成りて力を朝廷に専らせんと欲し
者。同行を勧めて先立りて人君を執りて
養へり。曰た忠。いつ君あれ。二方。月心
と云けり。つくさん三條公等本意を移し

流るるに身を托はる命——運しより方向
蓋し——*Journal* 女史志紀元 姫姫とて防護
せし世終る日十月廿三日 同志五漢し上と稱す
こりけりあるかよき界地よ配流し牢巻し
と命せし道替し故に獄よりゆるるに傳
一首の歌をよあり——とわくふ心づく——乃
君の為 赤死心の道に迷ふ——主後脚氣
を痛みたる日獄の志士心刀とて——と看
護したるも獄中——醫藥志よ任せし終

る 危まるる迫るる時 流るるまをなすも
まじなるも流るる心と世の残さ——かしくれ
親とりのこしと我らもや死ねたる涙をひくそ
かぬ——美と命——さ——くおたり獄に六筆
紙を許され終日獄に法——と終——隣獄
し——此中ふ誰そ生を合すものか——ハ世終る
世よ傳えよと叫びけりけり時よ女史志三の介共
歳二十日なり博多明光とふ葬る此時獄り
存り——中りて有る年少——其水決代歌と

笑ふ者涙を垂れざるあり。省人たり
孝友として孝を勤め志を況れ母病は
あつて十年身細し心を念せ孝養言存
一者終り。後史の孝行の善徳を文
く。明治一新に時運を除き雄忠祖を
又累の勲を志高く官武深務の時確平と
高尚を望めり。も家より心力を尽し不
まふ。一。寛在
は腹の癆を志せり。病死せり。誠忠傳。其家
を以て。孝行。報。王。救。済。事。を。命。せ。り。

森勤作

森勤作通寧、字子靜、母の耕、勤主一
まふ。外と稱せ。吉田島を父、生季の父。男。て
母は長尾氏なり。天保二年早良郡
福富城下新屋浦の生る。幼くして森寧
藏通告知養ふ。も。通。知。の。嗣。父。助
通亮ハ通寧の生母ハ外留也。通寧も永
二年十二月其父の後を嗣ぎ。十右三ノ
扶持を交へ。城代組士。後。納。後。

なり江戸の祓役一職を罷一後元治
紀元長仙の役起し一命を交す
本藩の死に乞ふ一諸藩の群衆の
況をいれまゝ一其意を對する藩忠
姦お筆ふを聞て尾江留り左の榮植
尾崎朝秀と一過堂一と一因旋を命せ
らまゝ一其意をいれ海一と藩長り
士等一其意を藩此に藩の士平田大に
尚睦父子等を杖持せ一小右衛門志の

業皆一因せ一も一過堂一も一不還一の藩長
の士是とて一返せな福一免る一
二藩の本藩一時を俟て一動況せ一
過堂一免る一其意一知る一其意志
一命一と一復命一せな一他邦一
本藩の道一あり一故藩一に
過堂一のらまゝ一後獄一と一福と収め
らまゝ一刑一終る時一其意紀元十月
廿三歳三十一一博多妙樂寺一葬る

通寧、氣節人の徳と諂諛の態を惡し、屈
撓の意あり、劔と善し、且生父の教を遵
ふ。常々論議兵要録を讀む。意は
且月形流系詳の學に、長沼氏の真骨を
究めし。又外舅長尾正盛重威の物で
書を學び、其教育を受くる。際、同
四年四月通寧の巻を以て、兄尚と樹
の三男恭平、毎板を以て、其後、八石
三人扶持をよられ、後二石を加て、常禄小

後、通寧の罪を除き、其資を給ひ、姓名
を削り、刻して、旌忠の節、其下、其又、勤王の
志を、一方向、破平と、して、其家、心を、成
る、し、これ、も、宿志、を、遂、ぐ、り、一、板、片、外、永
世、其、祀、の、料、を、毎、日、銀、二十、板、を、も、ち、ま、る、よ
ら、し、ま、る、り、

通寧の兄、吉田多忠、一也、其、始、め、市、兵、と、呼、ぶ、
吉田、を、右、馬、近、侍、の、養、子、と、し、り、其、後、三、百、平、
石、繼、文、と、し、る、日、組、の、友、人、と、し、り、其、の、勤、王、の、

志を立しし事府の富兵ありしに卯乃
鷹揚擲しし事府の富兵ありしに卯乃
物し一日病なりしに忽ち死に時を養家
元自八月甲子なりしに其死に怪ししも養家
此福の全く其子に致ししに初めけり故に
得しありし事府の富兵ありしに卯乃
人

安田喜八郎

安田喜八郎勝從の福治の末子なりしに安田
仙平の長子なりしに其年十月其家を
嗣ぎ世禄享来十七有し其月侍を請ふ
仕にしに其子に勝治の子鎮勝を養
ふ嗣にしに致仕ししに其年退隠せり
切くしに長尾正盛の書法を學ひ月形詳
等に儒學を講せしに其年大義を明ししに
尊と攘夷の方向を定むるに其年細行

る相しは故の遠賀の在りたるも幸に故下
の権後して日志の譲るこゝろなりて森海寧
伊友勝益等と共に寛文罹る名を賜り
んとし 皇所此事成るす。此等共寛元元年
癸卯より終る同年十月廿三日伊丹基成亦
と向し死刑の文を賜り候時、案三十二也
明治三年勝從の累に勅され志篤く忠實に
為し心力を尽んといへり。寛文の初め忠實を
正さざるを憐れむといへり。水世系資銀二十枚

を奉る由し 旌忠節の事いへり。如故
徳成等といへり

今中祐十郎

今中作兵衛

今中祐十郎守直は保守忠と那珂郡下等
赤村の産より仁左衛門守道三木氏と為り三
男一女とあり。長は庸生為重二は守直三は
守忠也守道是田氏の世居といへり。抱大翁也

家業として秘奥を家へしはるべし
又秘術を併容して許可を乞ふべし
横並として屏衣傳令を安んぜり
勅師
吉留涉通稱事乃者王霸を昇れ道哉
清るをゆめいなるをく三子もは道哉
教諭せしむる皆道奉して方向を定め
事卓然と官武混錯れ時坐視すも思
ひは海津に倫月形詳等と議論し或は
貴も勅統して圖儀勅を純へし事

謀きし志のこころは守忠意の達せし
を志と脱走して因防の三田尻に寓居せし
まき三條らに随送せり斯く藤法を祀
せし忠実なるを海津を命
せしる元治元年月形詳に降し長門の入り
に云卿を詔あるに藤長を私解するを賛
成し後守忠を囚へ獄にりしを委曲乃
行をなすし兄弟及び同志海津月形
等十二人共死刑を乞ふる時を志

元年十月廿三日よとて志は三十一歳を過る二十
九歳かりり守志の沈黙よとて言寡一唯
尋常他人を見しに後森通守よとて身成
志も國をせし一異教の擧を為しきりしと
笑へけよと語を歎せしよ老なり一為重七二男
の教示粗漏ありしとて抑く隠居せしめ
らまじりしるに切りし一かひ小中氏の子守身
を養ひて嗣を一妹を養ふ事たり明治二新
八日也家の為の心力を尽せしよ究極に耀り

忠志を志す事ありしとて追悼しし永世毎
に多資浪四千枚を給ふこと守身身小
命せしふ為重も究し信守し雖も志意を
盡せしり一歎きしとて終身毎に米三十
石給りし給ふ且質素のしとて歎しよ小
心とよと老母を養ふ事一亡父は追孝に意
を盡し嗣を守りし志意言良なりも教諭し
しよと褒めし衣箱と書しりる又母は三木也
志存せし一日終事人家養と教ふ事す。事

厚く〜一家雍睦するを幸して黄
金級譽へらさけり

筑前志士傳 五

筑前志士傳卷之五

長野誠輯

石井廣郷校

松田五六郎

松田五六郎安定幼名茂松尾越吉といふ
福昌城下剛崎町に生る松尾越市は長男なり
為人廉潔勇猛の事は遠くして屈撓する
意なき。佐土郡飯沼村の神官中原觀貞の養
子なり其職を嗣して長野庄や其八幡宮に

在任——後、位下出羽守。叙任、八加、
その事能う、二丁字、
年長、岸原養元、
い欲を諫せり、家老、
多岐製、
川、
遇ひ、
——
と、
と、

大勢、
み、
籍、
色、
と、
胡、
作、
切、
多、

事りて刺殺しお侍い立きり時元治元年
三月廿四日始の行り老を知らりし日
夜唐人町門は一紙掲げり其文は牧市内
此者先年奸智を振い赤心報國の老後殿
布し後益困家の権柄致志し老己の
利益を討し市中を蔑し此の如天討す尚後
如斯者於方之忠志を崇め誅殺事仰せ
老也吉田太郎中原お羽書い志りせり此人
赤心報國の老後殿布せしは海津は倫義

出典し中村無二等を流下せし後世の
名人をくゆ使し移せり此等よりして
改革せしれしは老己の如く既世し
しものきり赤心報國の老後殿
の吉田元洞等上系すの如く天子の地
りりしものきり元洞等老己の如く
入系し老己の如く赤心報國の老後殿
の如く長軍の既又きり老己の如く
會津藩等此等事政し老己の如く

高木保信と日苗の加藤任重池尻懋徳蒲敏寛
宇都宮茂廣田執中岸上安臣徳平茂小坂
旗宗中津義直酒井直則之部勝正沼村秋
加屋時雄之知茂能勢成章安茂強恕松山
正史千屋孝健十六人と共々割腹して死に
安定年三十八也世子是と天子山殉難十七士
と稱し寺僧之屍を集めて葬りし世人
假よ之墓を建し遠近より吊ひ香火を献
る者多し之を會津漫人其名を作し之を

禁書し之ともまおする者連續して終らん
其意は日朝廷其志烈を褒めし其墓を築
立つるは誠許し給ひし其事とす
之果不折を期し安んずりて十七士は名益
彰る安定は其後の人かれり既而他處に
地之籍を改めし其地を以て其後にも其地
権を以て執政等と併せたること其
意は日皇安定の妹を將鏡の書とありし其終る二口
大目録ありし

吉田太郎

吉田太郎の實は始の化務といふ城下北地仍不
生の統を吉田勘因の長子也父の嗣たる故有
て忠節らる尊と志をく一箇はの振るるこ
と也中村初めし五條と森吏を斬りて是州の
き入隊しきよて長瀬君制の忠を拂はん
とせし日空を殺しし軍役をてし討
くも名人の氣を志の色を愛しし日空の
傲然して但し其後後度ふりし病に
おれ

長瀬の病院より治療しけし其終に死に
すは年三十一七歳也其年六月十二日也
其時長瀬の軍に勤むる志を抱きしと志
しし一柱忠節の事し且其言三十七日
に空の家
に永世を記す

中村哲藏

中村哲藏の敬信由字のまゝに書て保六の九廿日

形河郡下野村湯池里に生る父を在り致遠
祖父を少平次 といふ世に中軍にありて
父祖より書を傳へし子身を教授を致遠に
又射術を勉強して秘奥を究めし一は
流し多し若多し致遠にありて母を失ひて
父終くもきし孤獨の身となり日俵を識し
如きはあましきいへく父の蔵神を鏡の且未
を致遠の守りし宮おせし父も若多し花よりふ
よ未甚家を私し付書をも悉く失ひしれ

致信姉夫の家當射師に上善述の家より
入りて其術を励精しきり書法をそひひく
共々能く又師の二る善章由果門の五代
常德と兄弟にありて親みする王乃大義の如し
えはえ多執政中村三の脱履し一あるをとき
為の害となしんよし致患ひ致きては致
めんとなすもも容るる還るまし中村哲を
信義に若むれ其言を疑はんとて思ふん
即致信も無二りしは致をゆりしなり

あゝ仙田の義経の事——

仙田一郎

仙田澄三郎

仙田一郎正敏字ハ子功始の保平と称す元徳
氏ハ一藏を以て侍仙田常助重義の長子
母ハ母六長谷川氏なり博多祇園町ヨリ生る
年長シテ船方侍となり——
投せ凡仕を交せり平賀國志ハ志を傳せ

そ懐の大義を友人ノ況論——
向——すむ若劫——清水音月思も投
せ——時水陰志門時村鷹取巻色維寅楠屋
宗太郎等——お海——渡唐ハ志——
月を詠せ——
皆人のこころもあはれ
あはれももく——ぬ秋のよれ月のおもてに
もあはれもく——ぬ秋のよれ月のおもてに
傳を輯しそ後ハハ世せ——邦君の言行を
そ——の度改め是非得失後録——三巻

見聞一幸とあるを録せしとて三事録
註して邦表の缺る安政元年八月を廢す
すして風説をのりて爲政を初め君のむか
まをも書つて稱一の國字を思ふをせし未
心よりは一幸とて并特の意程此先を
思ふらるりて一建言すしとてそそ後絶の
志を著して東十巻を記し又郡役所の
手紙とてこれに指言されし附の轉一學校
の勤せしむるきとて終に職を罷りしむる

正敏車其家を生れ卒人の職を安んせし四巻
之人との志を懐きしるれに歴任するを二と合
はれ又勤王の志をうりてはは困退するに及
び肥後の遊ひ永治三年の諸有志を立て
王をふ馳驅するの志を立て文久二年脱藩
して京都に入りて藩士の依りて一又長藩
の轉一婦上の家を出仕し更に因藩の依り
て中より脱藩れ喜傑の文久三年御の依り出
藩の平井收為郎義比と稱して本藩の平野

國名月形詳々の凶図を解りんと譯りぬ譯友
言敵の誘名士を招く事、形、毛、廣、成、田、津、志、
利、濟、等、共、の、廣、の、前、の、天、下、此、形、海、を、編、
衣、切、合、ま、の、知、物、を、受、り、又、朝、の、編、本、廣、
の、海、を、解、り、二、卷、の、依、り、朝、の、結、
日、の、廣、の、及、び、て、或、入、廣、の、入、に、言、論、
難、難、す、り、と、思、め、は、終、り、も、廣、の、害、の、事、り、
告、げ、さ、し、捕、り、廣、の、事、と、議、せ、り、と、思、め、
事、師、を、招、り、と、名、明、の、元、は、え、り、長、廣、兵、士

禁闕の道、一、は、幕、吏、其、黨、を、搜、捕、す、る
一、は、敵、也、時、は、正、敵、の、大、坂、の、宮、を、一、と、友、人、家、
よ、り、敵、の、令、を、獲、り、追、り、追、り、ある、を
知、り、正、敵、の、居、を、訪、り、追、り、入、り、家、を
認、め、て、告、り、捕、吏、に、敵、の、名、を、傳、せ、て
二人、も、敵、の、一、と、鞠、回、せ、り、令、を、奪、
り、者、は、と、去、り、て、正、敵、等、を、知、り、事、の、明、の
事、を、知、り、浮、浪、を、長、廣、日、志、の、者、共、に、り、
死刑、を、決、せ、り、と、同、え、り、れ、日、志、が、父、密、り、

毒を嗜りて二人いよいよ獄中より死せしむ。此教
の歳早稲也。此教書を好みて、最兵法の心を
よせ著述せしむる者あり。談論必善。筆翰亦
長。其學經濟を主とす。詩歌の意を用ひ
好みて、人の難を破ひ紛をどく。然るも、賦を用
ひる亦節なり。有るに貴く、是れ一書に二人
又貸りて彼我のあちなり。期約を背く事かな
く。凡の識りも、是れ其の儒書兵法を併
せ授けり。原長野誠も、暫く読念りて、兵法

既、蘆真を宥むるも、評可と與らる。一に
毫も温む色なく、陰陽の道致失はれ、正教の弟
弟三郎に、此の支那の兄弟の事論ありとされども
只其勤のありて、其交も、兄弟の、後を以て
逐ひ會して、王事より力をそとんと、藤田郎茂親
り、随ひ困むるあり、是を率ひられども、其の方を
知る者も、長蘆の言、諸経紳に随従せしむ
澤宮嘉兵衛を率ひられ、半年を藤原と共
但るの銀山を據り、軍勢も長蘆の還り、三田尻

りきしむ。瘡癩を痛みく死を討つ。元治元年
四月廿八日歳二十七丁卯。後兄貴甲斐の勅を以て志
を懐き居る方留。一を俾み永世を深きとて
其家名の毎の詔十四枚を納む。苦ふ旗忠節の
事。しききなり。正敏の妹名。由紀。奇節ありて
一度嫁。念はば。そくる。願る。容色あり。故り
是を求むるもの故。阿ま。も。再嫁せむ。女弟子
を教。織経を以て業。一。兄が。きり。後ハ
獨居。し。己。志。し。一。飢。臨。む。志。士。れ

窮厄を極へ。無可幸の脱走せし。由紀の
家。一。宿。し。り。後。兄。貴。も。五。事。の。死。て
依方なく。登村を去る。れ。構。み。を。支。て。維
新の後。其。志。節。を。貴。一。二。日。の。月。俸。を。納。む
飢渴を免き。一。不幸。も。一。て。明。治。四。年
二月。四。日。一。歳。の。一。一。て。没。せ。り。其。諱。世。小
いつ。も。て。も。笑。ひ。の。花。を。入。宿。の。花。を。も。嵐。一
敷。し。せ。り。也。

世養の熱し。一。の。世。養。の。一。水。世。入。毎。の。詔。を。納。む。

そ家より経い置録の後三の事と併せ
て由いぐ承賜致度一経い一と皆同し
類一く記せん

舟田要七

舟田ありて尚義の夜泊郡農民の子より統
一の善子となり其歳に嗣を一一と據の志
存一文武三の京都の藩邸に被役せし

幕吏天皇を廢し奉り中山宮を即位せしめ
己等の姦計を忘るせんとする微あり。笑けきは
傍観す。日ありんそを周防流高の諸卿の
告あり且毛利氏よりして微切をも三んとく
旧僚西原守右郎静風と共に。比嘉多保次高朝の
随ひ日十月脱却して山口藩より入る。山田三郎の
改め其の家より列なり。元治元年の事。藩の随ひ
と京一宿の日に此第より我の軍故を京都の
清伏一後長洲より奉り。本あり。還り。一。姫宮の

平田大石尚睦の依頼せしむる志を感し
對する人となる。三名發竹興し、あせりて送るが
儀ありて、行はずはなき。志るものなりしを
長州の達し、獨思し入隊し、小栗三郎を稱し稱
し、しるる病みく、志を遂げ、あせりて死に
第二十八也。後、志の志を盡し、小栗旗
忠初め、あせりて、志を遂げ、あせりて死に
中村等と同し。

瀬口三兵衛

瀬口三兵衛善和の父を順可とし、して、水坊を
たり、善和を、あせりて、父を失ひ、十一歳、母死し、
あせりて、孤る、あせりて、母を、あせりて、作善者
し、して、生長せし、い、善和切く、して、父の後、あせり
坊を、あせり、孤る、あせり、日藏の、あせり、日、あせり、義と好
み、あせり、講し、儒学を、あせり、始、砲術、あせり、砲術を
励精し、あせり、あせり、あせり、中、あせり、砲術の、あせり、
目錄を、あせり、あせり、あせり、あせり、あせり、あせり、あせり、

常の習村を去る他は勤王志士と交りて誠
を養ふ所は譲り退隱して事々々攘の大義を
唱ふるが善作善風を毒として平尾村に匿き
時の志士吾れを以て偽せしめ牧養を執りしむ
去風還画の夜も吾れを以て新立柳樹の
遊り明日日林養早川善教の善和善善風を
日行しし事并ふ事り善風を別して三人の若
國の事りし事並ふ事り善教とておれは誠意を助け
宗家の危難を救ふ事り勤王す善和後継り

下さむしは款率れ煩き一故の合らねて飢を
死にま川しとし敷日なり一はな揚るを 豊余
移し終る毒曲の事又日させしとし死刑り
交せし心時よ善徳えん(二十日)あきらの事
二十九なり其終の臨みし 下さむし
死ぬるをよけしあきらの事 夫の國のみり
せんし 後寛を書しし 柱忠約のみり 族入
の事 後寛を書しし 中村致信の事

堀六郎

堀六郎義則の父を義忠とす。父は清く剛毅な
守率となりし人なり。戦ひ殿らるる世の中人
吾らもさうしむる仕をたしむるもの多かり
當秋、強して徳母を養ひたり。日里に仙田に教
官より勅多し。義忠は父の文久三年の母は日志の井
上鉄英 字光卿 藩南村 といはれし志有く、困窮
あるを大監室におぼし、投書し、長安の入り
國より更に更給し、王事よりいと多しとせし中

も、金を得れば母の病もよきを治す。浪山乃
舉、平野五郎の應い、後主朝の還り、其邦若
の寛を訴ふる日、常服に入らる。後本藩の志れ
こゝろ、舟由尚義と還りしに、世の姫宮の
配流せしと、昔も思ふに、七十九の尚義は、同く
刑死せし時、乃年三十三迄終り、陛下に辞せり
歎と鉄英の病もきり、限もなきもの朽つる
も、魂はなる鬼に守とす。世に、おぼし、後居歴
生動の志と、家より家へ、世の流りしに、世の
堀六郎の墓

旌忠祠の事ありて経年二日の月俸に給ひあり

大神 壹岐

古神を依り磐沖の姑の磐石興ていりよ海の國を奉り
那前系村に祠宮也父を和泉といふ知るるも
堰（ヒキ）と稱し一層生河合勝文は仕へ文成の業を修め
勝文の事より義を説くをきりて方向なり
因かぬよりと書さんといふ後父は世業を嗣い

祠宮となり碓乎とて初志を變せし事あり
紀元三月斬姦大奉の意一脱走して長福の
依りし事益田等も清ひよ京一七日の御祭の
日十月志ありて海邊せしと思ひし事あり
まは 御堂ゆゑ日のひらきかたをね言さ
り當時も何なる事竟に捕へんれり治り祀
流一人牢せしりなる事又是二日爲府の款
ありし日十月廿三日死刑の處せしる事三年三
十二集也後寛政を遷輝し旌忠祠となり明治

三月廿日、家より、参上。銀七枚と、白ひ
多量と、一箱、一箱の國を去り、一箱、六龍
刺し、子母、一箱、正ある、その後、なる、
相宮、後嗣、

上原太内

上原太内之孫、北條徳成、任、一、日、官、宗、事、更
職、之、浅、智、婦、平、利用、と、志、幾、日、一、主、代、物、之、

志、之、為、其、一、仁、長、の、後、起、の、及、ひ、主、の、随、ひ、廣
善、總、督、誓、の、後、復、居、り、せ、し、に、徳、本、刑、也、と、ま、り
日、元、勝、も、二、居、と、共、の、女、人、又、曰、す、一、か、り、と、て
三人、曰、く、敬、の、も、と、ま、り、一、元、勝、病、と、て、其、志
三、日、廿、日、海、終、り、敬、の、元、と、宗、事、平、と、ま、り、
維、新、の、方、合、手、邦、の、名、と、力、一、志、節、と、境、の
一、一、一、と、ま、り、一、一、一、と、ま、り、一、一、一、と、ま、り、
一、一、一、と、ま、り、

戸次彦之助

戸次彦之助鑑繁の城下地り此彦をて父彦
彦吉郎為美のよ彦助字叔陽の字叔春の後を嗣
きて城のり日御の平野由良の親みを懐
の大義を知りて志を立てり孝急之年叔父
日吉四郎為樹様教を交りて家業を承りせしむ
同僚を以て者護せしむ十月廿三日同志数
十人死刑におませしむ鑑繁の叔父の忠告富后
せしむ是を以て為樹の罪を承りしむ

後刑の終らんより邦君の父母の玉座座は依
頼して後海を以て義を復せん謀り者護せし
原田孫兵衛の諒もしむ是も義を好む人なりし
也の同意しむ三人お供い家と抗し同道
を以り十位のる銀難を掌の日向めを以て
虎兇害の事しむ其志士の志を述べて依れ
せしむ憐みし潜匿せしむし後座の抗し
すし笑ふ捕吏を都て逃去を探ししむ
長別よ走ししむし捕吏中津よいぬりて後海

乃考を礼さしむと母道まひて獲たりしに
匿る事一年よも及びしに落座して幸属の
君悔悟ありしと信る者ありきれば茂樹の別を
帰らむとあり一封の書を献きりて捕へ獄
にまはれしに懸念の極處見せしありしに感
入ぬ其境のひどき身もみまほのふ秋乃
とそえんふると詠せし日と経た三河國の人
俊光を看る傷つけしと終る死に時の志應
二の七月廿日とて第三十二也志士甚なき哉

輝み城下の南丹まきとなく葬と考るる屠腹
せしむ後幸属懸念の功ありし志を黄しと旌
忠相よあり明治三の乙未母族大神三三徳一の子
三太郎をその嗣とす其縁を結ひし母のそと資
を結せしな茂樹の番は花とむきれて原禄を
をぬしと

佐坐藤三郎

佐世藩三郎義直に捕られた佐世興平の事也
之れめ士族月形五七郎守常の養子とす其
日始月形辨父より就きまひ頭る理義を承り
其攘の乃を諱し後父の家を侵奪せしむる尚
詳等と親しく之を懲元之獄より下されし旨
死刑を乞せしる案二十也明治三年其勅の志を
懐き寛文罹りしを憐み旌志祠を築く且其
家永世毎の祭登壇七板を給ふ

推荐幸助

推后幸助は坊多此平民あり父を害し とい梳
刺者より兄を八と共り難と救ひ縁を解
き義狭の中人ありその王代義を知り兄を
常為次平石茂右平と志し同く其故の初王
志士もを願ひ心術を授きて五歳り幸助成
密使として長篇の信使せしめ之を慶
應二年十月廿九の事并り病死の後
後代より力を尽せしめし事 旌志祠小

以て其告状の文を用の或は詳略のまことに違ふ
完全なるものも期限の満ちては日月亦九日
呈とせり知るる今幸而慶主より孫利明小
命して志士に事と當のめりる利明
ハ親交なれば誠の謀るあり塗抹せり一旧
籍を訂して且脱せるを補ひ今朝延招魂
場を設け給ふ早一人の負はえり又
始の奸曲輩の黨せり一器と交り後勤美の
業を受一人七十名の別は小傳を作さる

誠既ハ人跡を踏え表徳甚しく志失錯記
かうとれ且冗長な復文を氣に甚るる巻
り充ちるれども其籍を換ふる精力な
きは電光の借一雜一合扶るハ徳者
の間をせりし志士に志烈の別を
らまんとおよと乞ふれり

明治二十二年三月廿三日

八十二歳老叟

長野誠識

